

ふれあいタクシー

高齢者福祉輸送運行計画

お問い合わせ / 佐呂間町 保健福祉課 社会福祉係 Tel 2-1212

I 目的

佐呂間市街地域以外に居住する住民のうち、交通弱者である高齢者の通院や日常生活を支援し、地域と市街地住民の交通格差解消を図ることを目的に実施するものです。

II 運行形態

予約制（デマンド方式）による乗り合いタクシーです。

III 対象者

佐呂間市外地域から遠距離地域に住所を所有する65歳以上の高齢者です。保健福祉課社会福祉係が発行する利用登録証が必要になります。なお平成22年9月まで利用していた「高齢者バス運賃助成証明書（顔写真付）」をお持ちの方は新たな利用登録証は不要となります。

IV 利用登録証の手続き

- 持参するもの
ヨコ2.3cm・タテ3cmの顔写真（スナップ写真可）
- 手続きの場所
役場保健福祉課社会福祉係
役場若佐支所
役場浜佐呂間出張所

V 運行方法

①町内を5地域に分け、地域ごとに運行する曜日を定めて運行します。

※対象外区域

宮前町・永代町・幸町・西富の一部・北の一部・東の一部

②運行は、町内のハイヤー会社に委託します。

③運行区間は、自宅から佐呂間市街の主要施設（公共施設・病院等）までとします。

④乗車前日の17時までに佐呂間ハイヤー（Tel 2-3537）に予約してください。

⑤団体での利用はできません。

■月曜日・・・第1地区 共立・大成・栄・啓生・川西・富丘

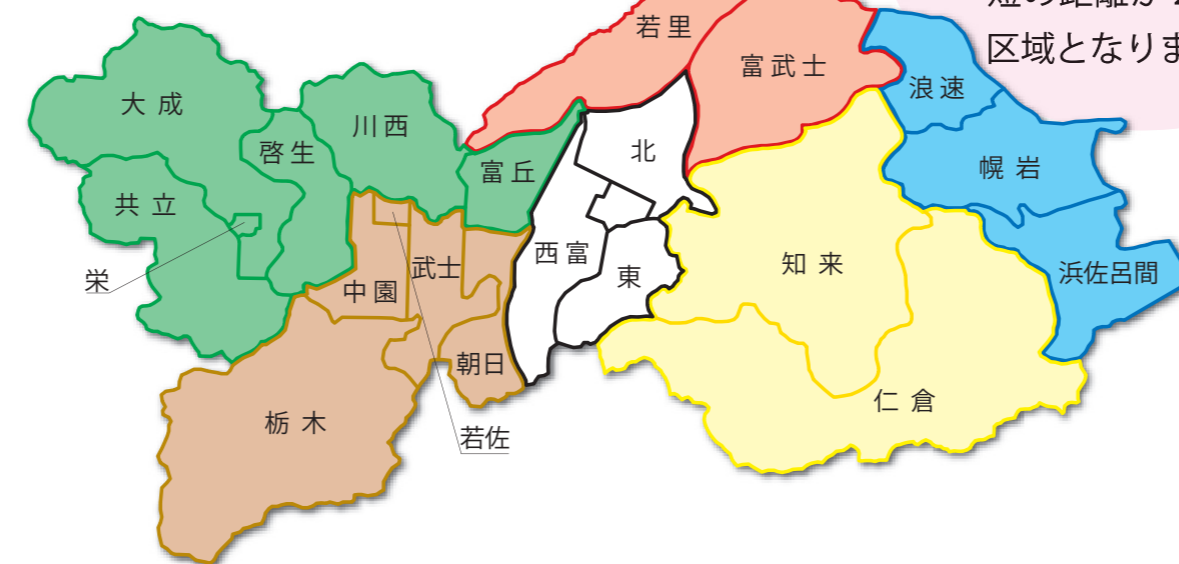
■火曜日・・・第2地区 栃木・中園・若佐・武士・朝日・西富の一部

■水曜日・・・第3地区 浪速・幌岩・浜佐呂間

■木曜日・・・第4地区 知来・仁倉・東の一部

■金曜日・・・第5地区 富富士・若里・北の一部

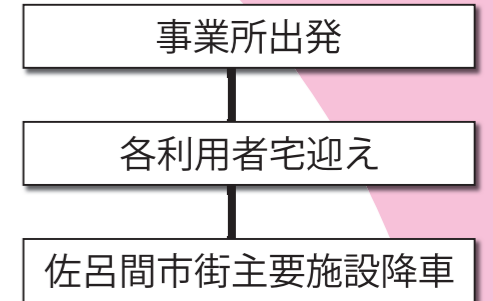
※西富の一部、東の一部、北の一部とは・・・バスターミナルから最短の距離が2km以上の区域となります。



VI 運行時間

【往路】

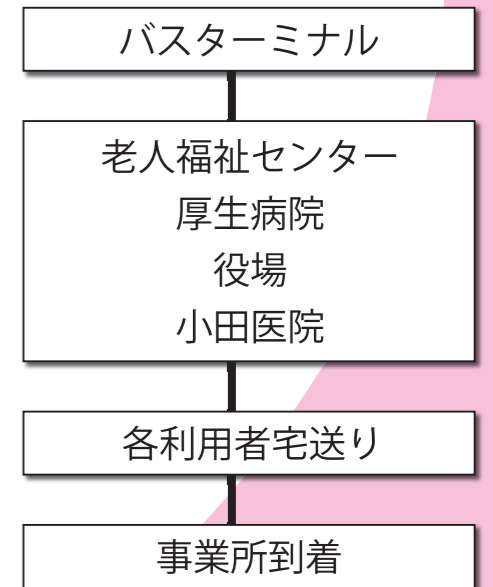
8:25



※佐呂間市街主要施設
役場・小田医院・厚生病院・老人福祉センター等

【復路】

11:15



VII 乗車料金

無料とします。